

差別とは？ ふくし共育と地域活動の 現場の視点から

ある事例の紹介① 参加の希望と対応

- ▶ 視覚障がいのあるAさんがグラウンドゴルフへの参加を希望
 - ▶ Aさんは参加にあたり「補助者を用意してほしい」旨を意思表示。
 - ▶ 主催者は補助者を手配。
-
- ▶ 本人の希望を「最初に聞く」ことが合理的配慮の第一歩。

ある事例の紹介② 対応の結果について

補助者との相性の問題と再要望

- ▶ 最初の補助者と合わず、競技に支障。
- ▶ 「相性のよい補助者に代えてほしい」と再度要望。
- ▶ 主催者は人員確保の難しさに直面。

3

これは“わがまま”？ “合理的配慮”？

- ▶ 障害者差別解消法では、できる範囲での対応が求められています。
- ▶ 現実的な限界も存在し「どこまでが合理的か」は、立場で感じ方が異なります。

障害者差別解消法とは

- ・ 障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を目指す法律
- ・ 国や地方公共団体、事業者には「合理的配慮の提供」が求められる
- ・ 「不当な差別的取扱い」をしてはならない

合理的配慮とは

- ・ 一人ひとりの困りごとに応じて「できる範囲」で対応を工夫すること
- ・ 強制ではないが、努力が求められる
- ・ 一方で「限界」があることも事実



4

問題点と解決策を考えてみましょう

地域の環境美化活動に、聴覚障害のあるFさんが参加することになりました。

主催者のGさんは、Fさんのことを「耳が聞こえないから複雑な作業は無理だろう」と考え、道具の準備や手順説明を省いて、苗の仕分け作業をFさんに分担してあげました。

Gさん「Fさんが安心して作業できるように、一番簡単な作業を用意してあげたんです。手間がかからないようにした方がいいと思って…」

合理的配慮は「特別なこと」ではない

補助者との相性の問題と再要望

▶ 「してあげた」という意識を見直す

→「障害があるから手伝ってあげた」は支援のようでいて、実は上下の関係を生みやすい。

▶ 合理的配慮は「特別扱い」ではなく「当然のこと」

→障害者差別解消法では、合理的配慮は“義務”。

→誰もがその人らしく参加できるよう、環境を整えるのは基本。本人の声を聞くことがスタートライン

→「こうすればいいだろう」ではなく、「どうしたいか」を話し合う。

→一人ひとり必要なことは違う。

▶ 支援は“上から”ではなく“ともに”行うもの

→「あなたのためにやってあげた」は、自己満足で終わってしまうことも。

▶ 合理的配慮が“スタンダード”

→障がいのある人が当たり前に参加できる環境を、特別ではなく標準に。

このケースは「差別」？

- ▶ 明確に線引きすることは困難
- ▶ 法律は「判断基準」ではなく「きっかけ」
- ▶ 大切なのは、「その時、何ができたか」を考えること

「差別」とは何かを整理してみよう

・不当な差別的取扱い

→ たとえば「障害があるから参加できません」と門前払いすること。

・合理的配慮の不提供

→ 要望を聞かず、何の工夫もせず「できません」と断ること。

7

判断ではなく、対話を

- ▶ 正しい・間違っていると決めつけずに、会話を重ねることが大切
- ▶ 相手の立場ならどう感じるか？
- ▶ 自分と違う立場の人の状況は、聞かないとわからない。

自分と違う状況の人がいる

どんなに努力してもうまくできない人がいる

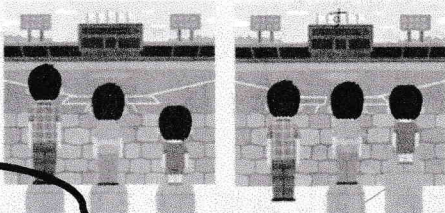
そのことでうまくいかない体験を何回も何百回もしてきた

大切なのは「想像する」こと

平等と公平について

同じ数の踏み台を配るのが**平等**

全員が楽しめるようにすることが**公平**



8

正解はない、でも考える意味がある

- ▶ この事例に“明確な答え”はない
- ▶ でも、“どうすればいいか”を考えること、その人について知っておくことが大切
- ▶ 障がいのある人が地域の一員として活躍するために、どう関わるか

どういう工夫ができるか、考えてみましょう

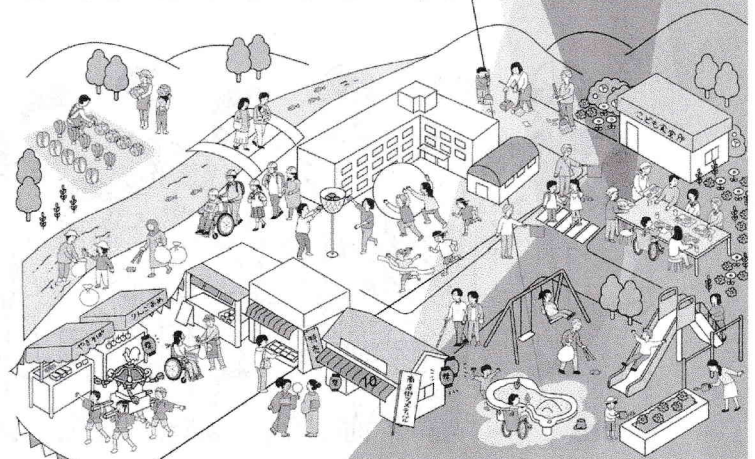
先ほどの事例ではどんな工夫ができたでしょう？

やれることから始める

- ・ 手順書を準備しておく
- ・ やりたい作業について希望を取る
- ・ 本人の態度も重要な要素になる

誰もが活躍できる社会のために

- ▶ 完璧な対応ではなく、「共に考える姿勢」
- ▶ 「また次に向けて話そう」と言える関係づくり



「障害のある人」
ではなく
「障害を感じている人」

ふくし共育として伝えたいこと

- ▶ 障害は「障がい者」個人にあるものではなく、「その人と社会の間にある障壁」という視点で「障害」への理解を深めていくこと。→障害特性を知ること
- ▶ 「障がい者」を一方向的に支援の対象として感じさせるのではなく、人々が幸せに暮らすとはどういうことか、人々が幸せに暮らすために社会や地域はどのような状態であるべきかを考え、具体的にそのような地域を作っていくことのできる力、また他者と協働し共に生きていくことのできる力を育むことを目的としています。

11

まとめ

- ▶ 「すべての人が活躍できる社会」を目指すには
- ▶ 「このひとはこう」と決めつけるのは分かったつもり
- ▶ 一人ひとり生きづらさを感じることは異なる
→本人にしか分からないことを理解しようとする姿勢を



12